○都城市スポーツ全国大会等参加補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、社会体育活動の振興及び発展に寄与することを目的とし、宮崎県又は九州代表として次条に掲げる大会に参加する個人又は団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象大会）

第２条　補助金の対象は、児童生徒又は社会人が参加するアマチュアスポーツ大会のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宮崎県内で開催される大会、小・中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等専門学校連合会が主催する大会並びに国民体育大会は除くものとする。

(１)　文部科学省、地方公共団体、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会の傘下団体が主催する非営利的な大会

(２)　都城市スポーツ少年団に登録のある単位団が出場する非営利的な大会

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条各号に規定する大会（以下「大会」という。）の予選会を勝ち抜いて出場資格を得ている個人若しくは団体又は大会の前年度優勝チーム若しくは優勝者等として推薦されて前条に規定する大会の出場資格を得た個人若しくは団体とする。

２　前項に規定する個人又は団体の構成員（以下「交付対象者」という。）は、大

会の実施要項で定められている監督、コーチ、その他指導者及び選手であって、市内に住所を有する者とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表１に掲げる額とする。ただし、１団体当たり250,000円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の団体等から補助(以下「他団体補助金」という。)

を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金の額から他団体補助金の額を控除して得た額を補助するものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、原則として補助事業開始14日前までに提出しなければならない。なお、申請書受理以降の交付対象者の追加は認めないものとする。

(１)　予選大会の実施要項及び結果

(２)　参加する大会の実施要項及び参加申込書

(３)　大会参加者名簿（様式第１号）

(４)　他団体からの補助金交付内訳（様式第２号）

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（支払方法）

第６条　補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

（実績報告書）

第７条　申請者は、補助事業終了後14日以内に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(１)　参加者実績名簿（様式第３号）

(２)　その他参考となる資料

附　則（令和７年３月26日制定）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 大会開催地区区分 | 補助金の額 |
| 個人 | 団体 |
| 中学生以上 | 小学生以下 |
| 1 | 九州地区（県内・沖縄を除く。） | 5,000円 | 3,000円 | 個人の補助金の額に交付対象者の数を乗じて得た額 |
| 2 | 中国　四国　近畿　沖縄 | 8,000円 | 5,000円 |
| 3 | 中部　北陸 | 10,000円 | 6,000円 |
| 4 | 関東 | 15,000円 | 9,000円 |
| 5 | 北海道　東北 | 20,000円 | 12,000円 |